

陸軍長官について

—ウィリアム・ブレイスウエイトを中心に—

根 無 喜 一

1. イギリス正規陸軍の成立

1660年5月29日。彼にとって30回目の誕生日にあたるこの日、チャールズ2世は11年にもわたる長い流浪の旅から、熱狂的な歓迎のなかロンドンに戻ることができた。王党派の役人で日記作者として名高いジョン・イーヴリンは、この時の様子を、「わたしはストランド街にいた。そしてこれらの光景を残らず目にした。わたしは神を祝福した。しかも、それが、一滴の血も流されずに成就されたのである。しかも叛乱を起こして彼を追い払ったその同じ〈陸軍〉の手で」と、高ぶる気持ちを抑えきれずに書いた⁽¹⁾。

しかし、1661年5月に召集された議会（Convention Parliament）が、最初に着手したのは、この陸軍を解散することであった。「軍隊が存在するかぎり、この国には動揺が絶えない」と考えられたためである⁽²⁾。陸軍部隊の解散は直ちに実行に移され、残るは王政復古の立て役者アルビマール公爵ジョージ・モンク率いるコールド・ストリーム連隊と国王自身の騎兵連隊のみとなった。この時である。ロンドン塔で少々風変わりで小規模の暴動が発生した。これはすぐさまモンクの部隊を中心とする軍事力によって鎮圧されたが、結果として国王に近衛兵創設の口実を与えることになった⁽³⁾。

さらにチャールズは、王国の重要な要塞のための守備隊を設ける必要を明らかにした。こうして逼迫する状況のなか、国家の安全保障と国王の警護のため、イギリス正規陸軍の基礎が据えられたのである。近衛の歩・騎兵を中核とするこの陸上兵力は、チャールズの死に際しても、僅か7,000名を数えたに過

ぎなかったが、これに対して議会は民兵であるミリティア設立の簡潔な法案を上程した。1661年7月のことである。イギリス陸軍の古典的研究を行なったチャールズ・M・クロードは、この点に関して「正規陸軍は国王がそれに依存するごとく、国王に依存するようになった。そしてミリティアは、常備軍の解毒剤となり国家の安全保障そのものになった。それ故、国王と常備軍の人民の自由に対する侵害への防壁として、議会は強くミリティア支配をその手中に握ったのである」と述べている⁴⁾。一方、正規軍の法的存在を否定する議会は、既に現実のものとなった正規軍に鑑み、このミリティア・アクトにおいて、奇妙な妥協的論理を展開する。すなわち、「イングランドの法によってなされるべき以外は」、国王が「王国からすべての臣民を出撃せしめることを禁じる」措置を施したあとで、「彼の王国及びその全支配領域において、ミリティアと全要塞さらには軍事拠点と陸海のあらゆる軍事力の唯一最高の支配権・指揮権・軍隊配備の権限は、イングランドの法により、かつても現在も国王陛下の疑うことなき権利であり、そして議会の両院の同様の権利を要求することはできないし、するべきではない」と宣言したのである⁵⁾。

しかし議会は依然として、平時の正規軍の存在を否定し続けた。戦時においてのみ正規軍部隊は、その存在意義をしぶしぶ認められ、国王はその軍隊の総司令官・大元帥としての権限を許容されたに過ぎない。こうして平時においては、実際に現実の勢力たる陸軍を法的に規制することは不可能であった。1689年、オランダへの出撃を命じられた10個連隊の一つダンバートン連隊は、その兵士達に多くのジャコバイトを含んでいたため、イプスウィッチ到着時に大陸への進撃命令を頑強に拒むこととなった。ダッチ・ガーズ連隊が彼らを降伏させたのであるが、こうした平時の命令違反を裁く法的手段を見いだすことは困難であった。それに軍隊の反乱・抗命を、文官規定によって処罰することもできなかった。このため議会は1689年4月3日、「抗命法」(Mutiny Act)として知られる法律を定めるに到った。この法は半年または1年で更新されるものとされたが、第1次抗命法において、その基本的性格を捉えることが可能である。すなわち、「陛下の義務を放棄し、命令に違反した将校と兵士」は処罰されね

ばならないと⁽⁶⁾。しかし後知恵的に考えれば、この法は否定的な形態をとりながら、陸軍の存在を認めるものであったと見做され得るのである。かくて会議の鬼子としての正規軍がイギリス史のなかに登場することになった。

註

- (1) アンドレ・モロア、水野成夫・小林正訳『英国史』下巻 角川文庫 昭和42年 476ページ。
- (2) David Ascoli, *A Companion to the British Army 1660-1983*, London, pp. 14-15.
- (3) *Ibid.*, p. 15.
- (4) *Ibid.*, pp. 15-16.
- (5) *Ibid.*, p. 17.
- (6) *Ibid.*, pp. 22-23.

2. 陸軍中央官衙

イギリスの国家構造のなかに陸軍が正式かつ明確に位置づけられることがなかったため、これを政治的に統括する国務大臣は18世紀末まで置かれることはなかったが、17世紀末から18世紀初頭にかけての陸軍の揺籃期にあって、二人いた国務大臣の一人が軍隊の全般的管理に当たっていたことは事実である。すべての戦争準備はこの国務大臣の指導を必要としたからである。彼は、野戦軍司令官に差し出される命令 (orders) を作成し、彼らから報告を受けた。彼は、軍事辞令 (military commission) ・各政府機関に出される任務辞令 (warrants) に副署し、アイルランド総督へ軍事辞令を伝えたのである。しかし彼は他の重要国務に忙殺されており、軍事業務を専管することはできなかった。こうして日常的な陸軍管理は、後述する役職「陸軍長官」(Secretary at War) に託される次第となった⁽¹⁾。

国王は作戦統帥面での最高指導者であり、事実、ウィリアム3世などはランダースの戦場で総司令官を務めた。しかし国王がこのように自ら大元帥として振舞ったのは、デッティンゲンの戦いにおけるジョージ2世までであった。ジョージ2世以前にあって国王自身が作戦を親裁しない場合、彼は総司令官

を任命した。この時、陸軍長官はこの人物に下屬することになっていた。総司令官の権限は絶大であったが、それは必ずしも明確に定義されていたわけではなかった。たとえばモールバラ公爵ジョン・チャーチルのような人物が総司令官であったならば、彼は国務大臣と同様のステータスを得ることができた。総司令官は、規律に関しては、1673年に創設された軍務局長の、さらには1714年に設置された陸軍将官委員会の助言を受けた。1695年頃に起源を持つと思われる陸軍兵器局長は、歩兵に兵器を供給すること、また砲・工兵の徴集・訓練・装備・規律に責任を負っていた⁽²⁾。

支払総裁は、陸軍が必要とする物資と資金を供給する義務を負った。大蔵省は兵站監を介して、海外とアイルランドの部隊に糧食・燃料などを供給していた。そしてこうした陸軍官衙はそれぞれ自立しており、その機能は幾重にも重複したものであった。かかる形向は19世紀になってもなお改められず、「イギリス陸軍はさまざまな主権国家からなる混成軍よりいっそう、その運動・規律・体裁において一体性を欠いている」と、嘆かせたものである⁽³⁾。

註

- (1) D. Ascoli, *op. cit.*, p. 302. Robert Biddulph, *Lord Cardwell at the War Office*. London, 1904, p. 5. David French, *The British Way in Warfare 1688-2000*, London, p. 11.
- (2) D. French, *Ibid.* D. Ascoli, *op. cit.*, p. 302. 藤田嗣雄『欧米の軍制に関する研究』有斐閣出版サーヴィス 平成3年 111-120ページ。
- (3) D. French, *Ibid.*

3. 陸軍長官小史

陸軍長官はその起源をたどれば、枢密院の一委員会である軍事委員会の書記官 (clerk to the Committee for the Privy Council) に行き着く。そして総司令官の有給の書記官または官房長の地位を占める到り、17世紀の革命の時代にはこうした役割を担い、王党派・革命派それぞれの陸軍長官が活躍する仕儀となった。このため彼は、「時として君主から、または戦争の原理の故に暫時

我が軍の将軍から受けるであろう命令や指揮を、遵守しかつそれに従うべく」、軍事辞令によって任命されたのである。1684年に彼は幕僚将校として、支払総裁・兵站総監・兵站次長の次席、すなわち将官名簿の第4番目に位置づけられた。実際、近代イギリス陸軍の初代の陸軍長官と目されるウィリアム・クラークは、1666年にアルビマール公に従って第2次英蘭戦争に従軍し、「四日間戦争」(Four Days Battle) で受けた傷がもとで死亡している⁽⁴⁾。

さてこの職は、1657年に初めて公的認可 (patent) を受け、その俸給は公的財政制度のもとに置かれ、従前のように総司令官からではなく、大蔵大臣から直接支払われることとなった。軍事力の国家管理の進行という点に着目した現代イギリスの軍事史家ジョン・グーチは、クラークの場合を引き、「1635年フランスのルイ13世によって任命されたセルビアンは、この新しい文官組織の最初の人物であった。そしてこの例は、他の地域で直ちに真似られた。1661年1月チャールズ2世は、サー・ウィリアム・クラークを年俸91.9ポンドで、イングランド及びウェールズで徴集される、またはされるべきすべての軍隊に対する陸軍長官に任命した」と述べる⁽⁵⁾。こうして彼はその胚胎期よりして、その任命の手続きにも拘らず、文官であったと言い得るのである。事実、初期の陸軍長官達は法律家であり行政官であった。武官出身の陸軍長官といえ、1863年にこの職が廃止されるまでリチャード・フィッツパトリック (1783, 1806-7)、サー・ジェイムズ・マレー・パルテニー (1807-9)、サー・ヘンリー・ハーディング (1828-30, 1841-44) の3名をかぞえるにすぎない⁽⁶⁾。

1670年アルビマール公が亡くなると総司令官の職が空席となったため、陸軍長官は漸く従前の秘書的役割を脱し、その権限を強化しはじめることになった。1676年以前にあっては彼は国王親署の命令 (Royal Warrant) に副署していたものと思われるが、この年に出された勅許状によってこの点が明確にされた。「従前は既に逝去された前司令官アルビマール公爵ジョージから出された……この種の勅許状や命令は、無比の国王陛下の親署を経た後、我が司令官同様我が軍の長官によって副署されるであろう」⁽⁶⁾。多くの軍事文書に副署する権限を獲得したことで、陸軍長官は国王に直接上奏可能となり、國務大臣から

も部分的に独立した地位を得たのである。さらにこの勅許状において、彼は軍隊の宿営の移転・宿営及び護衛兵の派遣などの純軍事事項にも関与できる状況が醸成された⁽⁶⁾。ウィリアム3世の治世までに陸軍長官は、もし総司令官が置かれたならばそのもとに下屬したであろう軍務局と補給局（1686年設置）を彼の傘下に置き、自身は独立した官衙すなわち陸軍庁（War Office）を管理するに到ったのである。このウォー・オフィースは通常、陸軍大臣が主人である「陸軍省」と訳されるのであるが、イギリスで陸相が設置されるのは遅く1794年のことであり、彼がウォー・オフィースすなわち言うところの陸軍省を主管したのは、実にクリミア戦争後の1857年のことであった⁽⁶⁾。それ故この年以前のウォー・オフィースは、陸軍長官が所轄する陸軍庁と考えねばなるまい。このように重要性を増した陸軍長官の最初の人物がウィリアム・ブレイスウエイトであった。ただしこの頃すなわち1680年の初めから、陸軍長官は南部局担当国務大臣と密接な関係を持つこととなり、制度面では、総司令官・国務大臣の二人の上級者のもとに置かれることになった点を、記憶に留めて置かなければならない⁽⁷⁾。

註

- (1) Olive Anderson, "The Constitutional Position of the Secretary at War 1643-1855," *Journal of the Society for Army Historical Research*, XXXVI, 1958, p. 165.
- (2) John Gooch, *Armies in Europe*, London, 1979, p. 3. D. G. Chandler, "The Secretary at War, 1689-97: His Position and Influence during the Campaigns of William III in Flanders", *War and Society*, 5-2, 1987, p. 3.
- (3) O. Anderson, *op. cit.*, p. 165. 藤田 前掲書 106ページ。
- (4) D. Ascoli, *op. cit.*, p. 302.
- (5) O. Anderson, *op. cit.*, p. 165. 藤田 前掲書 103ページ。
- (6) 拙稿「カードウェル改革と英国陸軍情報部の成立」『人文論究』42-1, 平成4年 146ページ。
- (7) D. G. Chandler, *op. cit.*, p. 3.

4. 陸軍長官ウィリアム・ブレイスウエイト

ブレイスウエイト（在任：1683-1704）時代に強化された陸軍長官の立場に関して、これを彼個人の能力・才覚に帰する見解は、従来から最近に到るまで根強いものがある。特に彼以後の陸軍長官達の地位が閣僚レベルに達することがなかったため、才幹はあったものの、政治的野心の少なかったブレイスウエイトがそうしたチャンスを失ってしまった点が、強調されるのである。たとえば1988年に「イギリス陸軍協会」にあって、これも高名な18世紀中頃の陸軍長官バリントン子爵の文書を編纂したトニー・ヘイターは、「この役職が国務大臣に為り得る機会があったとしても、17世紀の終わりにそうした機会は失われてしまった。……W・ブレイスウエイトは野心家ではなかったからである。九年戦争は彼に、陸軍庁の権限を遙かに越える力を行使する機会を与えた。しかし彼は、彼の地位を永続的なものにしようとはしなかった。そしてウィリアムの死後、国務大臣は急速にその喪失した力を取り戻したのであった」と述べている^①。

ヘイターが述べているように、ブレイスウエイトの頃は丁度九年戦争やジャコバイト戦争の真っ只中であり、イギリスでは軍事対する関心が高まり、その重要性が喧伝された時期であった。陸軍規模は拡大され、陸軍庁の業務は多忙を極めることになった。当然軍関係の出費も増大したので、元来陸軍に不信感を抱いていた議会は、作戦面からではなく主として財政面から、軍への監視を強める姿勢をとった。この結果、支払総裁とともに陸軍財政を担当する陸軍長官の重要性は、以前にもまして高いものとなった。蓋し彼こそ、議会と国王の軍隊との連結点に位置するものと、考えられたためである。さらに彼は、全兵士に支払われる給与の一部を控除する権利を有し、植民・商務院長を兼任することで、多額の俸給を手にした^②。

かくも重要性を増し強大となった陸軍長官ブレイスウエイトの業務内容は、いかなるものであったか。この点を明らかにすることにより、彼の権限ないし

は役割の実像に迫り得るし、しかもその限界さえ捉えることができるであろう。すなわち、「彼の地位を永続的なもの」にできなかった事情が織別できるのである。

平時にあっての彼の主要任務の一つは、軍事を所轄する各行政機関・部局と連絡をとり、軍政全般の調整機能を果たすことであった。陸軍大臣が職制として存在しなかったため、平時の陸軍の方向付けは皆無と言ってよかった。こうして大蔵省・国務大臣・兵器局長・支払総裁などの陸軍関係官衙の日常業務は、陸軍長官のもとで交錯する。ただし彼の権限は調整・協議に限定されていたのであって、政策を策定することではなかった。ブレイスウエイトは兵器に関しイニシアティブをとろうとしたことがあったが、これは兵器局の激しい抵抗に遭い頓挫してしまった。さらに糧食委員会・輸送委員・傷病兵委員に關しても、彼は常に王命の伝達以上の役割を演ずることはなかった。おそらく国制上彼のもっとも重要な任務は、大蔵省・支払総裁と連携を保ち、次年度の陸軍予算を議会に提示することと、同じく議会に「地上軍の状況」について年次報告を行うことであった⁽⁴⁾。

また陸軍庁は、形式的に国務大臣が署名することになる軍事辞令を準備する責任があった。ブレイスウエイト以後18世紀に入ると、この軍事辞令のなかでとりわけ将校職買官(Purchase System) 關して、陸軍長官が果たすべき役割が重要となる。国制上または形式上この買官を裁可するのは国王であったが、総司令官が置かれた場合、この業務は総司令官に託された。そして総司令官不在の際は、「陸軍の任命権は……陸軍長官にのみ存することとなっていた」からである⁽⁵⁾。既にブレイスウエイトは人事に關して少なくない発言権を持っていたように思われる。實際、フランダースの戦場に於いた時、彼のもとへは昇進を望む将校達から多くの嘆願書が送られた。また自身が不当に取り扱われたと思っている将校達は、彼に国王との取り成しを求めた。あるこうした将校にブレイスウエイトは、「陛下には狩獵中にお会いなさるのがよろしい」との助言を与えている⁽⁶⁾。もちろん以上は、彼が広汎な権限を付与された戦時下のものであるが、平時に於いても陸相が置かれず、総司令官すら臨時措置であつ

た18世紀には、この時のように、陸軍長官の人事に関する比重は無視できないものになる。

さきに、陸軍長官が宿営などの純軍事事項にも権限を拡張した旨を述べておいたが、これとの関連で、彼は陸軍規律に関与し、連隊長に「戦闘教則」を提示する責務を負った。さらに陸軍長官は、連隊レベルの軍法にまではその司法権を及ぼすことができた。ただし、これらは戦時を除けばミリティアまでは到らなかった。近衛兵と守備隊もこの限りではなかった。陸軍長官の警察義務の一貫として、彼は選挙期間中選挙手続きが行われている地域近辺から陸軍部隊を引き離しておかなければならなかった⁽⁶⁾。

陸軍長官は、抗命法と軍事的補給問題に関する議会での討論において、国王の代弁者である場合を除き、政策決定にはほとんど発言権はなかった。こうして彼の通常の業務は、人事についての事項を含め、幅広く軍事行政全般を執行することであったと、言い得るのである⁽⁷⁾。

1692年から97年までブレイスウエイトは、ウィリアム3世に従って大陸の戦場に赴くことになった。国務大臣はロンドンに残ったため、彼はここでは陸軍長官と国務大臣の二役を演じる羽目になる。彼の地位が「国務大臣に為り得る機会」は、この時であった。フランドースで彼が遂行した任務は、輸送・糧食契約・衣服及び馬匹の契約・同盟国への補助金の配分・国王の代理として高次の外交義務・国王の側近にいたるために生じた陸軍の昇進と規律の問題を、処理することであった⁽⁸⁾。

たとえばブレイスウエイトが担当した外交上の義務は、基本的に二つの範疇に分けて考えることができる。まず、サヴォイ・デンマーク・ヘッセカッセルといった弱小の同盟国との交渉と補助金の支払いであった。補助金はこうした諸国を戦力たらしめるか否かの分水嶺となる重要事であった。次の外交的責務は、ディプロマティック・サービスの日々の運営に関するものである。すなわち、報告書の受理と要請・さまざまな宮廷への使節の任命と召喚・イギリスへの査証の発行などであった。しかしこれらはいずれも、高次の政治的役割と言えるものではない⁽⁹⁾。

昇進・人事の方面では重要な職責を果たしていたことは、既に述べた。しかしこうした業務は軍隊内でなされたものであり、彼が戦争の高級指導に参画した証拠はない⁹⁰。さらに彼は戦闘地域にいる部隊に対し直接の責任を担ったわけでもない。もっとも時として、彼は国王に代わって移動命令と任命辞令に署名したことがあったとはいえ、非戦闘シーズンである冬期には、陸軍長官として帰国しておきまりの日常業務をこなさなければならなかった。ロンドンにもどったブレイスウエイトは、その権限内で陸軍部隊の福祉厚生に努める一方、庶民院に対しては、軍事問題をめぐり国王を全面的に支援することになる。彼の議会に関する責任のなかでもっとも重要であったのは、「陸上における陛下の部隊の状況」を年次ごとに示し、それに対する議会の裁可を得ることであった。次年度の作戦のため、補給を議会に認知して貰わねばならなかったからである⁹¹。

こうして彼は戦場であって一見、国務大臣同等の機能を果たしたかに見えたが、その実際は、国王の能吏として活躍した側面を確かに見だし得るのである。ここで彼が、元来の陸軍長官としての役目に加え、印綬を授けられることにより「戦役のシーズン」のみ国務大臣として存在したにも拘らず、基本的には能吏の域を大きく踏みださなかったことを、国王に随件するに到った経緯から考えてみたい。コンヴェンション・パーラメントのもとにあっては、国王が海外で戦闘を指導する際、国務大臣の随行が義務付けられていた。多くの命令には彼の副署が必要とされたためである。しかし、海外勤務という厄介な任務は、どちらの政党にも不人気であった。もちろん南部局担当の国務大臣ノッティンガム卿も、この責務を逃れることに熱心であった。彼は、その下僚たる陸軍長官に身代わりを見いだすことができた。当初ブレイスウエイトは逡巡したが、ノッティンガムに説得されることになる。D・G・チャンドラーの最近の研究によれば、この時ノッティンガムは、もし彼が申し出を引き受ければ、1692年の春に空席であった次席国務大臣職提供を仄めかした可能性が高いと言う。この点でブレイスウエイトは、十分野心的であった。彼は本国での大臣を念頭に置きながら、大陸で職務に精励したものと思われる。彼は戦争は短期

で終結するものと信じ、ジョージ・テンブルを、陸軍長官代理に指名して、イギリスを後にする¹⁰⁾。

また、この人選は国王ウィリアムをも喜ばせた。彼は、ノッティンガムのような大物政治家を伴うことを好まなかったからである。このような人物は国王のオランダ人のお気にいり、ウィリアム・ベンティンクの立場を不利にするものとおもんばかられた。こうして彼は、比較的的政治的には影響力の少ない人物の任命を歓迎したのである。とりわけブレイスウエイトがオランダ語・フランス語にたけていた点は、国王が重宝したものである。彼が堅実な実務家であったことも買われた。すなわちブレイスウエイトは、その任命の初めから、国務大臣的政治家であることを期得されてはおらず、能吏たるべく運命的付けられていたのである¹¹⁾。すなわちその表面上の装いにも拘らず、ブレイスウエイト時代の陸軍長官には、従来考えられたほど国務大臣に匹敵する地位を得る機会は存在しなかったと言ってよい。戦時中彼が政・戦略策定に必ずしも深く関与しなかったことに思いを致せば、これとは反対に彼の時代に、18世紀及び19世紀前半の実務家・能吏としての陸軍長官の基本的パターンが形成された側面がクローズ・アップされるべきであろう。

註

- (1) Tony Hayter (ed.), *An Eighteenth-Century Secretary at War: The Papers of William, Viscount Barrington*, London, 1988, pp. 25-26.
- (2) D. G. Chandler, *op. cit.*, P. 4.
- (3) T. Hayter, *op. cit.*, pp. 26-27.
- (4) Richard Glover, *Peninsular Preparation: The Reform of the British Army, 1795-1809*, Cambridge, 1963, p. 147.
- (5) D. G. Chandler, *op. cit.*, p. 10.
- (6) *Ibid.*, p. 5.
- (7) O. Anderson, *op. cit.*, p. 167.
- (8) D. Ascoli, *op. cit.*, p. 302. O. Anderson, *op. cit.*, p. 166.
- (9) D. G. Chandler, *op. cit.*, p. 9.
- (10) *Ibid.*, p. 7.
- (11) *Ibid.*, p. 11.

(12) *Ibid.*, p. 6.

(13) *Ibid.*

5. プレイスウエイト以後

1704年プレイスウエイトにとって陸軍長官を辞す日がやって来た。1702年庶民院の公金委員会(Commission for Public Accounts)で食料契約に関する陸軍庁の失態と贈収賄問題が取り上げられ、精密な査察が行われた。最終的に彼はこれらの事件とは無関係であったことが明らかにされたが、陸軍長官の地位に留まることはできなかつたのである⁽¹⁾。以後、陸軍長官には政治家が任命されるようになる。この職は 国務大臣から独立することはなかつたため、野心的な政治家にとって上位の役職への跳躍台と考えられたからである。こうして陸軍長官の政治化が生じた。総司令官不在の場合の彼の陸軍将校人事に関する権限は絶大であったから、軍事的視点よりも政治的配慮が優先される人事がなされることになった。こうした弊害は1792年にピットが陸軍予算削減を実行した時に顕著に現われるに到った。彼は、兵士の編成を縮小することはできたのだが、将校数を減ずることはできなかつたからである⁽²⁾。こうした点は確かにプレイスウエイト時代とは趣を異にするものであろう。しかし、基本的には18世紀を通してこの職が国王または総司令官、さらには国務大臣それぞれと微妙な立場にいる実務的な「文官長官」であり続けた点は忘らるべきではない。

1779年当時陸軍長官であった初代リヴァプール伯チャールズ・ジェンキソンは、「陸軍長官は……軍事業務において陸軍庁で処理されるすべてのことがらに責任を負う」、しかし「彼は大臣ではない。そして陸軍の目的に対して、さらに戦争がいかに遂行されるかについて、それに相応しい知識を持つとは考えられない」とその地位を手際よくまとめている。1782年のパークス・アクトは、連隊管理・財政問題などで陸軍長官に広汎な権能を付与したかに見えたが、彼が政治的に重要人物になった形跡はない。こうして1789年バーゴイン將軍は「陸軍大臣と見做されるべき人物がいなければならない。軍事部門において採られ

るすべての処置に責任を負う人物が」と論ずることができた⁽¹⁾。

1793年から総司令官が常置され、翌年には陸軍大臣（1801年に彼には植民地業務が課せられ、本来の軍事業務は1854年に到るまで脇役的存在となった）が設置されるにともない、陸軍長官の役割は変わったかに見えるが、それでもその基本線においての変動はさしたるものではないと考えても大過はないであろう。とりわけその業務内容については、ブレイスウエイト時代に姿を現わした事項が依然として健在であった。19世紀前半の陸軍改革の只中でハーディング卿によって提示された陸軍長官像は、以上を示して余りある。

国制的観点からして私は、陸軍長官こそ抗命法と戦闘教則の立案に適した人物であると考え。……そして軍籍に入る人々が不必要に厳格な方法で取り扱われぬよう監視するのも彼の義務なのである。私は国制的観点よりして、下院と国家に対してすべての軍事の処理に責任を負うのが、陸軍長官の義務であると言わねばならない⁽²⁾。

1854年に陸軍大臣職（この時その官衙はウォー・ディパートメントと称されていた）が創設され、翌年陸軍長官はこれに統合された。そして1863年、このいかにもイギリス的で複雑な役職はついにその歴史的使命を終えた。

註

- (1) D. G. Chandler, *op. cit.*, p. 2.
- (2) R. Glover, *op. cit.*, p. 147.
- (3) O. Anderson, *op. cit.*, p. 167. T. Hayter, *op. cit.*, p. 27.
- (4) *British Parliamentary Papers, 1837-70: Military and Naval*, vol. 4, Shannon Irelandm, 1971, pp. 31-32.